

議案第二十号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾壹年参月拾八日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十八年三朔町条例第三三三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」という」を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 減給は一日以上一年以下の期間、給料の月額の五分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

第四条第一項中「六月」を「一年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。